

令和8年2月8日執行衆議院議員総選挙 政党説明

参考資料目次

| | |
|--------------------------------------|---|
| 1 事前相談等一覧 | 1 |
| 2 公示日に提出すべき諸届出について | 3 |
| 3 公示日における公営施設使用の個人演説会等の開催申出の受付順序について | 4 |
| 4 ポスター掲示場市区町村別設置数一覧 | 5 |
| 5 ポスター作成公費負担額選挙区別一覧 | 6 |

(参考)・エネルギーセンター棟（公示日当日の物件等交付会場）案内図

・入庁方法変更のお知らせ

1 事前相談等一覧

| 区分 | 候補者届出政党 | | 候補者 | |
|---|--|--|--|--|
| | 日程 | 場所 | 日程 | 場所 |
| 1 立候補届出事前審査 | — | — | 1月21日(水)～1月26日(月) 午前9時30分～午後4時30分 | 神奈川県庁エネルギーセンター棟 2階元職員厚生課執務室 |
| 2 諸届出事前審査 (選挙事務所設置届、出納責任者設置届、報酬を支給する者の届 等) | — | — | 1月21日(水)～1月26日(月) 午前9時30分～午後4時30分 ※1月21日のみ午後1時開始 | 神奈川県庁エネルギーセンター棟 2階元職員厚生課執務室 |
| 3 選挙運動用ビラ事前審査 | — | — | 1月21日(水)～1月26日(月) 午前9時30分～午後4時30分 ※1月21日のみ午後1時開始 | 神奈川県庁エネルギーセンター棟 2階元職員厚生課執務室 |
| 4 選挙公報事前相談 | — | — | 1月20日(火)～1月25日(日) (注) <u>午前9時00分～午後4時30分</u> | 神奈川県庁エネルギーセンター棟 2階元職員厚生課執務室 |
| 5 選挙運動用自動車に取り付ける立札、看板の事前相談 | 平日の午前9時00分 ～午後4時00分 ※正午から午後1時までの間は除く。 | 出発地を管轄する警察署 (交通総務係) ※事前に連絡をお願いします。 | 平日の午前9時00分 ～午後4時00分 ※正午から午後1時までの間は除く。 | 出発地を管轄する警察署 (交通総務係) ※事前に連絡をお願いします。 |
| 6 ポスター掲示場設置場所の一覧表・図面の交付 | — | — | 1月23日(金)～2月7日(土) ※交付時間は、各市区町村で異なる。 | 各市区町村選挙管理委員会 |
| 7 政見放送事前申込 | 1月22日(木) 午前10時～午後5時 1月23日(金) 午前10時～午後5時 1月26日(月) 午前10時～午後5時 | NHK横浜放送局 (045)211-0418 | — | — |

| 区分 | 候補者届出政党 | | 候補者 | |
|----------------|--|-------------------------------|---|---------------------------|
| | 日程 | 場所 | 日程 | 場所 |
| 7 政見放送事前申込(続き) | 1月22日(木) 午前10時～午後4時 1月23日(金) 午前10時～午後4時 1月26日(月) 午前10時～午後4時 | テレビ神奈川 (045)651-1182 | — | — |
| | 1月22日(木) 午前10時～午後6時 1月23日(金) 午前10時～午後6時 1月26日(月) 午前10時～午後6時 | アール・エフ・ラジオ日本 (045)231-1531 | | |
| 8 経歴放送事前申込 | — | — | 1月22日(木) 午前10時～午後5時 1月23日(金) 午前10時～午後5時 1月26日(月) 午前10時～午後5時 ※電子データのアップロードは 期間のいつでも構いません。 | NHK横浜放送局 (045)211-0418 |

(注) 上記期間中、事前相談を行いますが、あらかじめ電話により日程の調整（予約）をしていただくようお願いします。

2 公示日に提出すべき諸届出について

公示日において、立候補届出が受理された後、直ちに提出すべき諸届出は次のとおりです。なお、添付書類や他の諸届出等各種届出に関する注意事項は「候補者のしおり」(巻末付録1)を参照し、間違いないようにしてください。

〈凡例〉

当該選管 …… 当該選挙管理委員会 (=候補者のしおり凡例参照)

実施放送局 …… NHK横浜放送局、(株)テレビ神奈川、(株)アール・エフ・ラジオ日本の各放送局

県委員会……県選挙管理委員会

| No. | 諸届出の内容 | 届出先 | 特記項 |
|----------------|------------------------------|-------|-----|
| 〈候補者届出政党に係る事項〉 | | | |
| 1 | 候補者届出政党の選挙事務所の設置届出 | 当該選管 | 注① |
| 2 | 候補者届出政党の選挙運動用ビラ証紙の交付申請 | 県委員会 | 注② |
| 3 | 候補者届出政党の選挙運動用ポスター証紙の交付申請 | 県委員会 | 注② |
| 4 | 候補者届出政党の政見放送の申込み | 実施放送局 | 注③ |
| 5 | 政見放送用の録音、録画の公費負担関係届出のうちの契約届出 | 県委員会 | 注④ |
| 〈名簿届出政党等に係る事項〉 | | | |
| 6 | 名簿届出政党等の選挙事務所の設置届出 | 県委員会 | 注① |

(特記事項)

注① 特にNo.1、6は、立候補届出受理後に同時に提出すべきものです。

なお、No.1、6は設置場所所在地の市区町村選挙管理委員会への届出が、またNo.6は中央選挙管理会への届出も併せて必要となりますので、御注意ください。

注② No.2、3は、県選挙管理委員会が公示日に交付する「選挙運動用ビラ証紙交付票」又は「選挙運動用ポスター証紙交付票」を提出して交付申請してください。

注③ No.4の申込み期日は、公示日当日限り（ただし、公示日前の申込みも可。）ですから、御注意ください。

注④ No.5は、契約締結後、速やかに提出してください。

3 公示日における公営施設使用の個人演説会等の開催申出の受付順序について

学校、公会堂及び市区町村選挙管理委員会の指定した施設を使用する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の開催については、それぞれ、候補者、候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等が開催日前2日までに当該施設所在地の市区町村選挙管理委員会に申し込むことになっており、その受付順序は先着順によります。

しかし、公示日当日については、市区町村選挙管理委員会が申込資格を有する候補者、候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等（以下「候補者等」といいます。）であることを確認できるのは、県選挙管理委員会から立候補届出（比例代表選出議員選挙にあっては、名簿届出）受理状況の連絡を受けた後のこととなりますから、この時刻（県からの連絡時刻）までに複数の申込者がいた場合には、候補者等の立候補届出等受理時刻（〈備考〉参照）の早い順により受け付けることになります。

なお、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等の立候補届出等受理時刻の確認については、時間がかかる場合もありますので御了承ください。

〈備考〉候補者等の立候補届出等受理時刻とは、次のとおりです。

- (1) 候補者 立候補の届出が受理された時刻
- (2) 候補者届出政党 県内のいずれかの選挙区で政党届出による立候補の届出が受理された時刻（複数の選挙区で立候補の届出を行った場合は、そのうちで一番早い受理時刻）
- (3) 衆議院名簿届出政党等 南関東選挙区において名簿の届出が受理された時刻

4 ポスター掲示場市区町村別設置数一覧

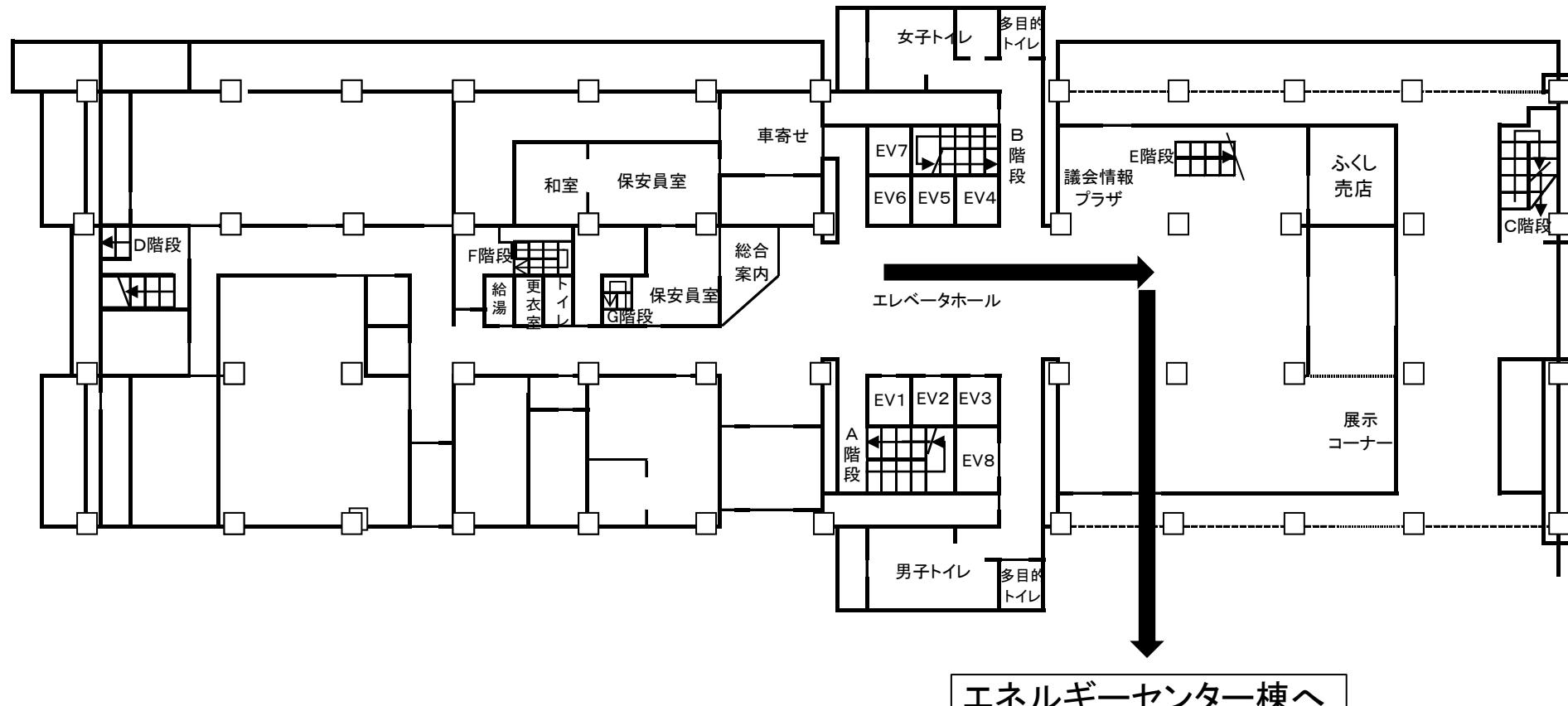
| 市 区 町 村 名 | 設 置 数 | 市 区 町 村 名 | 設 置 数 |
|-------------|-------|-----------|---------|
| 横 浜 市 | | 横 浜 市 | |
| 中 区 | 212 | 瀬 谷 区 | 182 |
| 磯 子 区 | 260 | 大 和 市 | 269 |
| 金 沢 区 | 267 | 綾 瀬 市 | 143 |
| 第 1 区 計 | 739 | 第 1 3 区 計 | 594 |
| 横 浜 市 | | 相 模 原 市 | |
| 西 区 | 161 | 綠 区 | 371 |
| 南 区 | 236 | 中 央 区 | 285 |
| 港 南 区 | 294 | 愛 甲 郡 | (102) |
| 第 2 区 計 | 691 | 愛 川 町 | 87 |
| 横 浜 市 | | 清 川 村 | 15 |
| 鶴 見 区 | 335 | 第 1 4 区 計 | 758 |
| 神 奈 川 区 | 306 | 平 塚 市 | 354 |
| 第 3 区 計 | 641 | 茅 ケ 崎 市 | 350 |
| 横 浜 市 | | 中 郡 | |
| 栄 区 | 200 | 大 磯 町 | 70 |
| 鎌 倉 市 | 285 | 第 1 5 区 計 | 774 |
| 逗 子 市 | 85 | 厚 木 市 | 324 |
| 三 浦 郡 葉 山 町 | 71 | 伊 势 原 市 | 194 |
| 第 4 区 計 | 641 | 海 老 名 市 | 181 |
| 横 浜 市 | | 第 1 6 区 計 | 699 |
| 戸 塚 区 | 321 | 小 田 原 市 | 381 |
| 泉 区 | 206 | 秦 野 市 | 269 |
| 第 5 区 計 | 527 | 南 足 柄 市 | 125 |
| 横 浜 市 | | 中 郡 | |
| 保 土 ケ 谷 区 | 297 | 二 宮 町 | 56 |
| 旭 区 | 313 | 足 柄 上 郡 | (292) |
| 第 6 区 計 | 610 | 中 井 町 | 23 |
| 横 浜 市 | | 大 井 町 | 56 |
| 港 北 区 | 348 | 松 田 町 | 62 |
| 第 7 区 計 | 348 | 山 北 町 | 97 |
| 横 浜 市 | | 開 成 町 | 54 |
| 緑 区 | 193 | 足 柄 下 郡 | (208) |
| 青 葉 区 | 328 | 箱 根 町 | 91 |
| 第 8 区 計 | 521 | 真 鶴 町 | 35 |
| 川 崎 市 | | 湯 河 原 町 | 82 |
| 多 摩 区 | 194 | 第 1 7 区 計 | 1,331 |
| 麻 生 区 | 153 | 川 崎 市 | |
| 第 9 区 計 | 347 | 中 原 区 | 221 |
| 川 崎 市 | | 高 津 区 | 188 |
| 川 崎 区 | 229 | 第 1 8 区 計 | 409 |
| 幸 区 | 152 | 横 浜 市 | |
| 第 1 0 区 計 | 381 | 都 筑 区 | 238 |
| 横 須 賀 市 | 595 | 川 崎 市 | |
| 三 浦 市 | 131 | 宮 前 区 | 189 |
| 第 1 1 区 計 | 726 | 第 1 9 区 計 | 427 |
| 藤 沢 市 | 545 | 相 模 原 市 | |
| 高 座 郡 寒 川 町 | 79 | 南 区 | 313 |
| 第 1 2 区 計 | 624 | 座 間 市 | 165 |
| | | 第 2 0 区 計 | 478 |
| | | 県 計 | 12,266 |

5 ポスター作成公費負担額選挙区別一覧

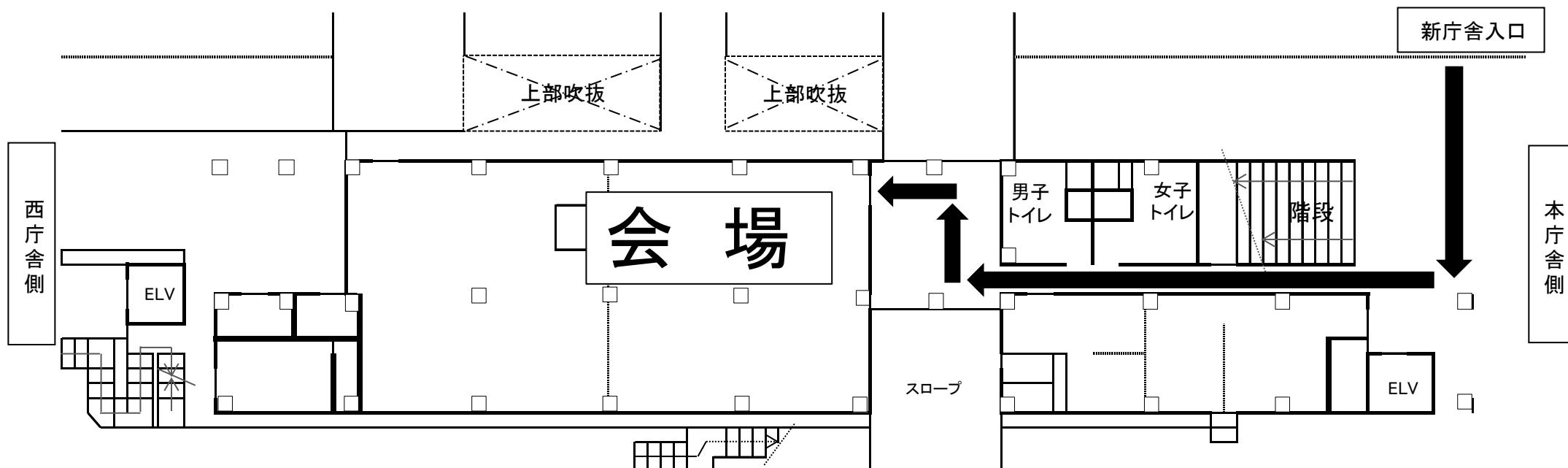
| 選挙区 | ポスター掲示場数 | 1枚当たりの限度額 | 作成限度枚数 | 公費負担の限度額 |
|------|----------|-----------|--------|-----------|
| 第1区 | 739 | 835 | 1,478 | 1,234,130 |
| 第2区 | 691 | 891 | 1,382 | 1,231,362 |
| 第3区 | 641 | 958 | 1,282 | 1,228,156 |
| 第4区 | 641 | 958 | 1,282 | 1,228,156 |
| 第5区 | 527 | 1,159 | 1,054 | 1,221,586 |
| 第6区 | 610 | 1,006 | 1,220 | 1,227,320 |
| 第7区 | 348 | 1,496 | 696 | 1,041,216 |
| 第8区 | 521 | 1,172 | 1,042 | 1,221,224 |
| 第9区 | 347 | 1,499 | 694 | 1,040,306 |
| 第10区 | 381 | 1,417 | 762 | 1,079,754 |
| 第11区 | 726 | 850 | 1,452 | 1,234,200 |
| 第12区 | 624 | 984 | 1,248 | 1,228,032 |
| 第13区 | 594 | 1,032 | 1,188 | 1,226,016 |
| 第14区 | 758 | 815 | 1,516 | 1,235,540 |
| 第15区 | 774 | 799 | 1,548 | 1,236,852 |
| 第16区 | 699 | 881 | 1,398 | 1,231,638 |
| 第17区 | 1,331 | 478 | 2,662 | 1,272,436 |
| 第18区 | 409 | 1,361 | 818 | 1,113,298 |
| 第19区 | 427 | 1,328 | 854 | 1,134,112 |
| 第20区 | 478 | 1,249 | 956 | 1,194,044 |
| 計 | 12,266 | | | |



新庁舎1階



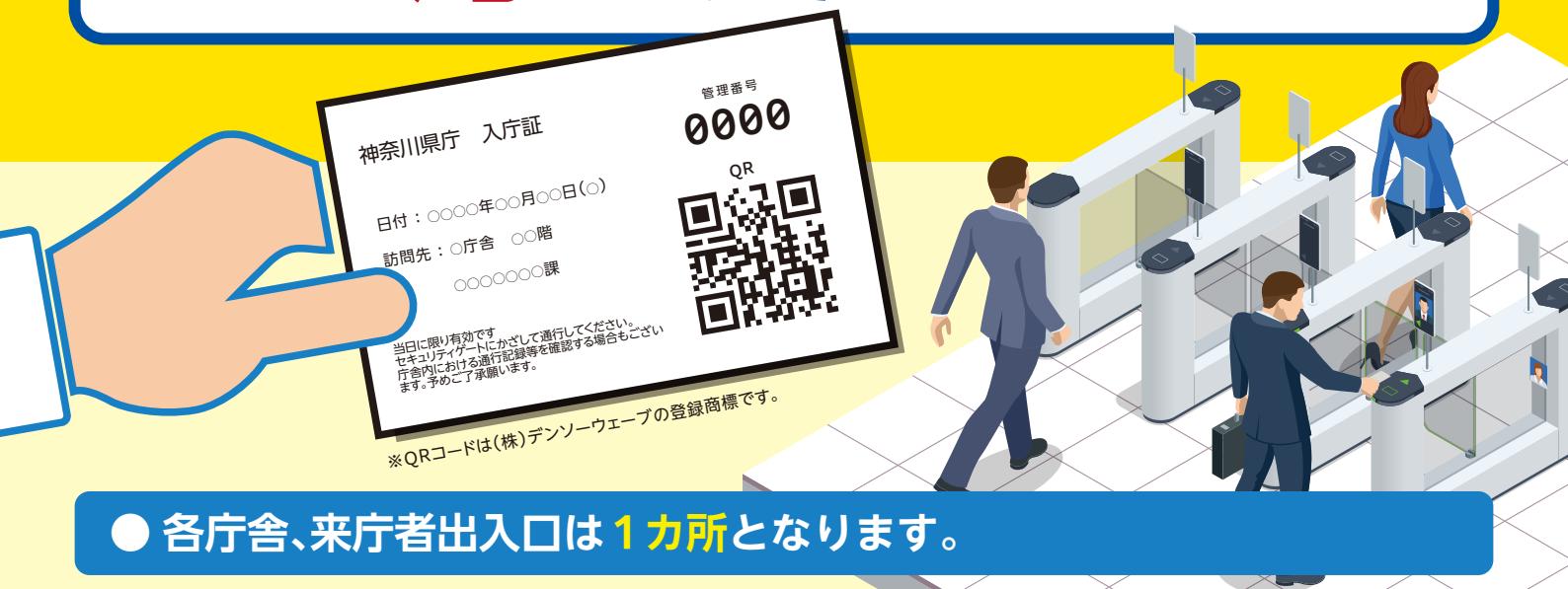
エネルギーセンター棟1階



ご来庁のみなさまへ

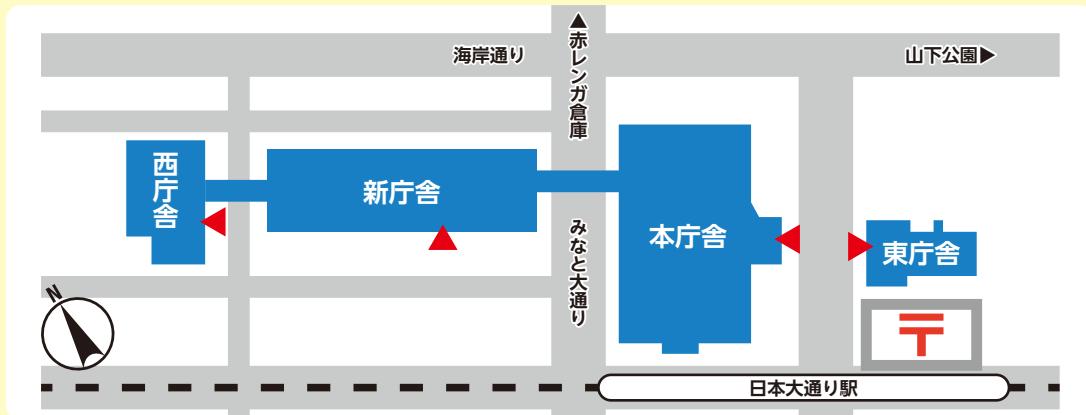
大切なお知らせ

県庁の入庁方法が 10月から変わります！



- 各庁舎、来庁者出入口は**1カ所**となります。
- QR入庁証発券機で**入庁用QRコード**を印刷します。
- 代表者が手続きして人数分の『**入庁証**』を発行します。
手続きは1グループ
1回で発行されます。
- 入庁証を専用ケースに入れ、ゲートを通過してください。
黄色いストラップの専用ケースが
入口に用意しております。
- 入庁証及びケースはお帰りの際に返却してください。

各庁舎の出入口はこちら



神奈川県

KANAGAWA

詳しくは裏面をご覧ください▶

来庁者出入口は各庁舎1カ所です

※入口のゲート写真はイメージです



本庁舎



新庁舎



西庁舎



東庁舎

ご来庁いただいた際は、
必ずQR入庁証発券機にて
QR入庁証を発券し、入庁してください



QR入庁証発券機

4つのステップで人数分発券できます

QR入庁証発券機の使い方

01 訪問先選択画面

訪問先室課名を選択します
複数の場合は最初の訪問先を選んでください



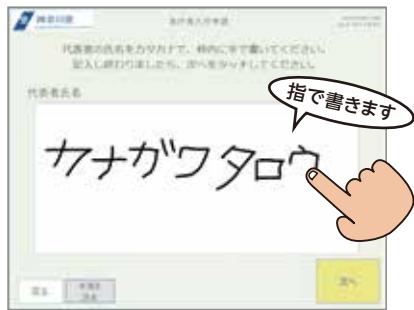
02 人数選択画面

人数を入力します



03 氏名入力画面

代表者の名前を入力します
タッチパネル画面を指でなぞって書いてください
(カタカナで入力)



04 電話番号入力画面

代表者の電話番号を入力します
最後に印刷ボタンを押してください
人数分のQR入庁証がプリントアウトされます
専用ケースに入れてゲートを通過してください

